

社会福祉法人 幸
指定介護老人福祉施設 なごみの里
運営規程

第1章 総 則

(目的及び基本方針)

- 第1条 この規定は、社会福祉法人 幸が運営する指定介護老人福祉施設なごみの里(以下「施設」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。
- 3 施設は、利用者の意思及び人格を尊厳し、常に利用者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努める。
- 4 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第2条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1)名 称:介護老人福祉施設 なごみの里
- (2)所在地:兵庫県姫路市大津区吉美 780 番地

(利用定員)

第3条 施設の利用定員は80名とする。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第4条 施設に次の職員を置く。

- | | |
|-------------|--------|
| (1)施設長(管理者) | 1 名 |
| (2)医師 | 1 名 |
| (3)生活相談員 | 1 名以上 |
| (4)介護職員 | 26 名以上 |

- | | |
|------------|------|
| (5)看護職員 | 4名以上 |
| (6)栄養士 | 1名 |
| (7)機能訓練指導員 | 1名 |
| (8)介護支援専門員 | 1名 |

2 事務員その他の職員は施設の実情に応じて適当数を置くものとする。

(職 務)

第5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

(1)施設長(管理者)

施設の業務を統括する。施設長に事故あるときは、事務長が施設長の職務を代行する。

(2)医師

利用者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。

(3)生活相談員

利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。

(4)介護職員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。

(5)看護職員

利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。

(6)栄養士

給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

(7)機能訓練指導員

利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。

(8)介護支援専門員

利用者の介護支援に関する業務に従事する。

(9)事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

2 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会 議)

第6条 施設の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。

(1)職員会議

(2)サービス検討会議

(3)職員研修会

(4)主担会議

(5)介護職会議

(6)給食会議

(7)防災会議

(8)プロジェクト会議

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

第3章 運営に関する事項

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第8条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 施設は前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスの提供に努める。

(入退所)

第9条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合、その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

4 施設は利用申込者の入所に際しては、利用者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。

5 施設は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討しなければならない。

6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議しなければならない。

7 施設は、利用者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、利用者及び家族の希望、利用者が退所後に置かれ

ることとなる環境等を勘案し、利用者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

- 8 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

第 10 条 施設は、要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の 30 日前には行われるように必要な援助を行う。

(入退所の記録の記載)

第 11 条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該利用者の被保険者証に記載する。

(利用料等の受領)

第 12 条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護福祉サービスについて、介護保険法第 48 条第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

- 3 施設は前二項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用支払を受けることができる。

(1) 居住費 1 日あたり 個室 1800 円 2 人部屋 1220 円

(2) 食費 1 日あたり 1800 円

(3) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 理美容代金 実費

(5) 指定介護福祉施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(保険給付のための証明書の交付)

第 13 条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(施設サービス計画の作成)

第 14 条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 計画担当介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の職員と協議の上、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、利用者に対して説明し、同意を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。
- 6 第二項から第四項までの規定は、前項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(指定介護福祉施設の取扱方針)

- 第 15 条 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて、処遇を妥当適切に行う。
- 2 指定介護福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
 - 3 施設の職員は指定介護福祉施設サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
 - 4 施設は、指定介護福祉施設サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生

命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 5 施設は自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改替を図る。

(介 護)

第 16 条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術を持って行う。

- 2 施設は、1 週間に 2 回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 3 施設は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に取り替える。
- 5 施設は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整理容等の介護を適切に行う。
- 6 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。
- 7 施設は、利用者に対し、その負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供及び栄養管理)

第 17 条 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行う。また、各利用者の状態に応じた栄養管理を行う。

- 2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うように努める。
- 3 入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

(相談及び援助)

第 18 条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第 19 条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

- 2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又

はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。

- 3 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するように努める。

(機能訓練)

第 20 条 施設は、利用者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第 21 条 施設の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

- 2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する。ただし、健康手帳を有しない者についてはこの限りでない。

(利用者の入院期間中の取扱)

第 22 条 施設は、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後概ね 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所することができるようにする。

(利用者に関する市町村への通知)

第 23 条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第 24 条 施設は、利用者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておく。

- 2 施設は、当該施設の職員によって指定介護福祉施設サービスを提供する。ただし、利用者の処遇に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 施設は職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

(定員の遵守)

第 25 条 施設は、利用定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第 26 条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

3 調理業務に携わる者においては、月 1 回(5 月から 10 月迄は月 2 回)以上の定期検便を実施するものとする。

(協力病院等)

第 27 条 施設は、入院治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力病院を定めておく。

2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努める。

(掲 示)

第 28 条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第 29 条 施設の職員は、正当な理由がなく、その兼務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(広 告)

第 30 条 施設は、当該施設について広告する場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 31 条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(利用者が注意すべき事項)

第 32 条 利用者は、共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に限り利用するものとする。

- 2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとする。但し、事業者は利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとする。

- 3 利用者は、施設の職員や他の利用者に対し、秩序を乱すような行為を行なってはならない。

- 4 利用者は、施設の設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合、自己の費用により原状に復するか又は相当の対価を支払わねばならない。

- 5 利用者の心身の状況により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとする。

- 6 利用者は、外出・外泊及び食事サービスの一時停止を希望する場合には、前もって届け出るものとする。

- 7 利用者は、持ち込み物品、面会時間、喫煙等について施設の指示に従うものとする。

(苦情処理)

第 33 条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必重な措置を講ずる。

- 2 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 3 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第 34 条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第 35 条 利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、それを記録する。かつ速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 施設は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(高齢者虐待防止のための措置に関する事項)

第 36 条 当該事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

1. 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ります。
2. 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
3. 当該事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
4. 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
5. 当該事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを通報するものとする。

(暴力団等の排除)

第 37 条 「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」等の趣旨を踏まえ、運営において暴力団等の参入や影響を排除し、利用者が安心してサービス利用ができるように環境を整備する。

(非常災害対策)

第 38 条 施設は、非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、避難、救出、その他必要な訓練を行う。

(会計の区分)

第 39 条 施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計と、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第 40 条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完了の日から 5 年間保存する。

附則

この規程は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和4年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和4年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和6年3月31日から施行する。

この規程は、令和7年1月1日から施行する。